

○大阪府立臨海スポーツセンター条例に基づく利用料金の額の承認

令和元年10月1日

大阪府教育委員会告示第16号

大阪府立臨海スポーツセンター条例（昭和59年大阪府条例第9号）第11条第3項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

1 施設の名称

大阪府立臨海スポーツセンター

2 指定管理者

大阪市中央区北浜四丁目1番23号

ミズノ・南海ビルサービスグループ

代表者 美津濃株式会社 代表取締役社長 水野明人

3 利用料金の額

令和元年10月1日以後の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 体育室利用料金

区分				通常の種類							休日等 (時間外を除く。) の金額	時間外 1時間の金額	準備・後 始末等 のために利用 する場合の金額
				午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1 時間			
第1体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	利用者が入場料を徴収しない場合	生徒等が利用する場合	円 7,030	円 10,690	円 17,930	円 17,720	円 28,620	円 35,650	円 3,560	通常の種類に1.2を乗じて得た金額	円 4,270	通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額
			その他の場合	10,800	14,260	21,490	25,060	35,750	46,550	4,650		5,580	
		利用者が入場料を徴収する場合	21,490	28,820	43,090	50,310	71,910	93,400	9,340	11,120	利用者が入場料を徴収しない場合のその他の場合の通常の種類、休日等の金額又は時間外1時間の金額と同額		

																								金額
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

備考

- 1 期間の計算については、単位期間に満たない端数は、当該単位期間とする。
- 2 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後4時30分まで、「夜間」とは午後5時30分から午後9時まで、「午前午後」とは午前9時から午後4時30分まで、「午後夜間」とは午後1時から午後9時まで、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 3 「超過1時間」とは、「午前」「午後」「夜間」「午前午後」「午後夜間」「全日」の時間の前後に引き続き利用する場合をいう。
- 4 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。ただし、超過1時間に該当する場合を除く。
- 5 「生徒等」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生、高校生及びこれらに準ずる者並びに高等専門学校の学生をいう。
- 6 「休日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 7 体育室をアマチュアスポーツに利用する場合において、その面積の2分の1以下の面積を利用するときの利用料金は、この表に掲げる金額に0.5を乗じて得た額とする。
- 8 利用料金の算出において、10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(2) アイススケート場利用料金

区分			単位	通常の金額	通常の休日等（時間外を除く。）の金額	通常の時間外の場合の金額	夏期に利用する場合の金額	夏期の休日等（時間外を除く。）の金額	夏期の時間外の場合の金額	
共用利用	大人		1人1回	円	通常の場合と同額		通常の場合と同額	通常の場合と同額		
	小人			1,350						
	観覧する場合			910						
団体利用	30人以上50人未満		1回3時間	大人1人	通常の場合と同額		通常の場合と同額	通常の場合と同額		
				1,050						
				小人1人						690
	50人以上100人未満			大人1人						930
				小人1人						590
	100人以上			大人1人						730
		小人1人	490							
専用利用	氷上競技に利用する場合	競技会又は合同練習に利用する場合	1回1時間30分	25,770	通常の場合の金額に1.2を乗じて得た額	30,920	27,020	夏期に利用する場合の金額に1.2を乗じて	32,420	
		小人が利用する場合 その他の場合		31,570						37,890

	その他 の場合	小人が 利用す る場合			17,920		21,490	18,650	得た額	22,380
		その他 の場合			21,480		25,770	22,420		26,900
その他 の場合	50人以上100人未 満	1回2 時間	大人1 人	560 上限額 44,980	670 上限額 53,970	580 上限額 46,670	690 上限額 56,000			
			小人1 人	370 上限額 30,070	440 上限額 36,080	390 上限額 31,400	470 上限額 37,690			
			大人1 人	450 上限額 72,980	540 上限額 87,570	470 上限額 77,320	560 上限額 92,780			
			小人1 人	310 上限額 48,000	370 上限額 57,610	320 上限額 49,970	380 上限額 59,960			
	100人以上200人 未満	大人1 人	370 上限額 146,870	440 上限額 176,240	390 上限額 153,490	470 上限額 184,190				
		小人1 人	240 上限額 96,350	300 上限額 115,620	250 上限額 100,730	310 上限額 120,880				
		営利及び宣伝を 目的とする場合		1回1時間30分	37,920					

備考

- 1 夏期とは、6月1日から9月30日までをいう。
- 2 「時間外」とは、午前9時から午後9時までの時間以外の時間をいう。
- 3 「小人」とは、4歳以上の幼児並びに小学生、中学生及びこれらに準ずる者をいう。
- 4 回数券により、アイススケート場を利用する場合の回数券（11回券又は12回券）の額は、次のとおりとする。

単位			回数券
大人	11枚綴	有効期間 1年間	円 13,500
小人			9,100
観覧する場合	12枚綴		1,540

5 第1号の表の備考1、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(3) 会議室利用料金

区分	通常の金額							休日等 (時間外 を除く。) の金額	時間外1 時間の金 額	冷暖房等
	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日	超過1時 間			
大会議室	円 4,080	円 5,800	円 6,930	円 9,880	円 12,730	円 16,810	円 1,680	通常 の金 額に1.2	円 2,010	通常 の金 額に0.2を
小会議室	3,060	4,280	5,600	7,340	9,880	12,940	1,290	を乗じて	1,540	乗じて得

								得た額	た額
--	--	--	--	--	--	--	--	-----	----

備考

第1号の表の備考1、備考2、備考3、備考4、備考6及び備考8の規定は、この表についても適用する。

(4) 附帯設備等利用料金

区分		単位	金額		
			アマチュアスポーツに利用する場合	その他の場合	
バスケットボール用具（ボールを除く。）		1式1日	円	円	
			1,830	2,750	
バレーボール用具（ボールを除く。）			1,220	1,730	
テニス用具（ラケット及びボールを除く。）			1,220	1,730	
卓球用具（ラケット及びボールを除く。）			340	560	
バドミントン用具（ラケット及びシャトルコックを除く。）			340	560	
マット	ウレタン	1枚1日	730	1,220	
	その他		大	250	390
			小	150	230
防球ネット		1台1日	80	110	
スケート靴		1足1日	510	510	
アイスホッケー用ゴール		1式1日	730	1,220	
ストップウォッチ		1個1日	330	540	
マイクロホン		1式	午前	1,780	2,750
			午後	1,780	2,750
			夜間	1,780	2,750
レコードプレイヤー			午前	1,780	2,750
			午後	1,780	2,750
			夜間	1,780	2,750
長机		1脚1日	110	170	
補助いす			60	80	
フロアシート	不燃性	1枚1日	1,430	2,240	
	その他		150	230	
ロッカー		1箱1日1回	50	50	
土地		1平方メートル1日	120	190	

備考

1 面積の計算については、1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとする。

2 第1号の表の備考1及び備考2の規定は、この表についても適用する。

(5) 駐車場利用料金

区分	金額
大型車	駐車時間が5時間以内の場合は、1時間までごとに410円
	駐車時間が5時間を超え12時間以内の場合は、2,100円
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、3,260円
その他のもの	駐車時間が5時間以内の場合は、1時間までごとに110円
	駐車時間が5時間を超え12時間以内の場合は、510円
	駐車時間が12時間を超え24時間以内の場合は、820円

備考

- 1 「大型車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車のうち乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。
- 2 駐車場の利用については、駐車時間が24時間を超える場合は、24時間を超える部分24時間までごとに新たな利用とみなす。